

主たる従事者調書

記入例

令和6年 6月 14日

申出者 住所 西宮市六湛寺町10番3号

氏名 西宮 太郎 (印)

電話 0798-35-3660 農会名 阪神

生産緑地地区の指定を希望している全ての農地等に関して記入してください。

1. 自作している農地等

該当する農地等の全ての町地番		六湛寺町100-1, 100-3				
主たる従事者		住 所	氏 名	①との続柄	年齢(歳)	従事日数(日)
中心従事(注1)	①	西宮市六湛寺町 10番3号	西宮 太郎	—	55	200
①と概ね同等従事(注2)	②	同上	西宮 花子	妻	54	190
	③	同上	西宮 次郎	長男	26	160
	④					

2. 貸付している農地等(その1) [耕作者 氏名 甲東 五郎]

該当する農地等の全ての町地番		六湛寺町100-2				
主たる従事者		住 所	氏 名	①との続柄	年齢(歳)	従事日数(日)
中心従事(注1)	①	西宮市六湛寺町 30番2号	甲東 五郎	—	66	100
①と概ね同等従事(注2)	②	同上	甲東 洋子	妻	65	70
	③					
	④					

(裏面へ続く)

2. 貸付している農地等（その2） [耕作者 氏名.....]

該当する農地等の全ての町地番						
主たる従事者		住 所	氏 名	①との続柄	年齢(歳)	従事日数(日)
中心従事(注1)	①			—		
①と概ね同等従事(注2)	②					
	③					
	④					

(注1) 「中心従事」とは、中心となって従事している方お一人のことをいいます。

(注2) 「①と概ね同等従事」とは、次の基準を満たす従事者のことをいいます。基準を満たすのであれば複数名でもかまいません。

ア. ①の従事者が65歳未満の場合は、①の従事日数の8割以上従事している方です。

イ. ①の従事者が65歳以上の場合は、①の従事日数の7割以上従事している方です。

【記入上の注意】

- この調書は、生産緑地法第10条の規定による買取申出があったとき、農業委員会による主たる従事者についての証明書発行の基準とされます。
- 従事日数は、原則として令和5年の1年間における従事日数を記入してください。
- 貸付されている農地等の耕作者とは、耕作に関する権利を有している方です。
- 貸付されている農地等について、耕作者が2人おられる場合は、耕作者ごとに(その1)、(その2)に記入してください。耕作者が3人以上おられる場合は、市に相談してください。
- 貸付されている農地等に関する主たる従事者の記入については、耕作者の方と十分に協議してください。
- 借りて耕作されている農地等に関する主たる従事者については、その農地等の所有者から提出していただくこととなりますので、その所有者と十分に協議してください。